

道路使用許可申請書について

別紙「道路使用許可申請書」について、以下の内容に従い申請を行って下さい。

1 道路使用許可申請書の提出方法

以下の内容別に提出すること。

- ① 準備、片付け
- ② 8月15日から8月17日

2 道路使用許可申請書の書き方

- ① 申請先
「三島警察署長 殿」と記入。
- ② 申請年月日
記入しない。
- ③ 申請者
団体代表者の「住所」「団体名」「役職名」「氏名」を記入。
(申請者欄の押印は不要となりました)
- ④ 道路使用の目的
「〇〇町自治会山車曳き廻し」、「〇〇前据え置き山車」などと記入。
- ⑤ 場所または区間
「別紙添付図面にて」と記入。
- ⑥ 期間
「令和〇年8月〇日〇時〇分から令和〇年8月〇日〇時〇分まで」
(但し、運行時間は、15日は〇時〇分から〇時〇分の間。16日は〇時〇分
から〇時〇分の間。17日は〇時〇分から〇時〇分の間。)などと記入。
- ⑦ 方法または形態
 - ・「左側通行」はそのまま記載。
 - ・踏切通過の有無、歩行者用道路区内の通過の有無に○をする。
- ⑧ 添付書類
「添付書類のとおり」と記入。
- ⑨ 現場責任者
各団体資料作成者の氏名、住所、携帯電話番号を記入
※警察から問い合わせがあるので、提出書類の内容を把握している者を記載する。
- ⑩ 道路使用許可証欄
記入しない。
- ⑪ 証紙の添付
貼付しない。
※大祭り当日(8/15~8/17)の申請分
地域協働・安全課へ書類を提出する際に、2,400円分の県証紙をご持参
ください。

※大祭り当日以外の申請分

警察の書類のチェックが済み、警察から連絡があったら、2,400 円分の県証紙を警察に届けてください。

※県証紙は、三島市役所会計課又は警察署で購入できます。

3 道路使用許可申請書の添付書類について

(1) 曳き回し山車

- ① 経路図
- ② タイムスケジュール
- ③ 山車見取図
- ④ 乗車図
- ⑤ 交通係隊列図
- ⑥ 急勾配坂地図
- ⑦ 山車本体の構造等（山車運行安全点検マニュアル）
【三島駅南口ロータリーに進入する場合】
- ⑧ 三島駅南口ロータリー進入に関する書類（2種類）

(2) 据置山車・やぐら

- ① 位置図
- ② 設置状況図
- ③ 山車・やぐら見取図
- ④ 乗車図
- ⑤ 夜間の安全対策
【山車の場合】
- ⑥ 経路図
- ⑦ タイムスケジュール
- ⑧ 山車本体の構造等（山車運行安全点検マニュアル）

(3) 子供山車 ※中郷地区（大社前子供シャギリ大会）

- ① 経路図
- ② タイムスケジュール
- ③ 山車見取図
- ④ 乗車図
- ⑤ 交通係隊列図
- ⑥ 山車本体の構造等（山車運行安全点検マニュアル）
- ⑦ 設置状況
- ⑧ 夜間の安全対策

(4) 子供山車（錦田地区）、地域山車

- ① 経路図
- ② タイムスケジュール
- ③ 乗車図
- ④ トラック見取図
- ⑤ 移動時の隊列図
- ⑥ しゃがり演奏時の配置図
- ⑦ トラックの車検証

- ⑧ 主たる運転手の免許証
- ⑨ 制限外積載等申請書

(5) 各添付書類の説明

① 経路図（できる限り新しい地図を使用すること）

※ 経路図には、以下の事項を記入

- 運行コース（色付き）
- 各団体祭典本部の位置
- 途中休憩がある場合は、場所を明記
- 踏切通過時刻
- 大社西交差点通過時刻
- 本町交差点通過時刻
- 急勾配坂通過時刻
- 歩行者用道路の明記（通行する場合）

② タイムスケジュール

- 踏切通過、大社西交差点通過、本町交差点通過、歩行者用道路通過、急勾配坂通過については赤字で記載。
- 休憩場所については、山車の停止場所、参加者の休憩場所をそれぞれ記載。
（山車の休憩場所が道路上なのか道路外なのか分かるように）
- 実際にはない建物等の名称になっていないか確認すること。

③ 山車見取図（大きさを明記）・山車運行形態図（参加人数、全長等を明記）

- 山車の高さは、櫛等を立てた高さと外した高さの両方を明記。

④ 乗車図（山車又はトラックに乗っている状況を記載）上から見た図

- 大人が乗車する最大人数を記載すること。
（「山車本体の構造等」と合わせる）
- 「準備・片付け」の申請書への添付は不要。

⑤ 交通係隊列図（交通指導員などの配置場所及び人数を明記）

⑥ 急勾配坂地図（急勾配坂の山車運行マニュアル内の地図を添付）

⑦ 山車本体の構造等（山車運行安全点検マニュアル）

- 「乗車図」の「大人の最大乗車人数」と合わせる。

⑧ 三島駅南口ロータリー進入に関する書類（ロータリーに進入する場合のみ）

- ロータリー内の貴町山車および車両の配置予定図（出入り方向も記載）
- 給与車両などの車両の車検証のコピー（車両が入る場合）

⑨ 位置図

山車又はやぐらの設置場所の地図

⑩ 設置状況図

山車又はやぐらの設置状況の詳細図

⑪ やぐら見取図

大きさを明記する。

⑫ 夜間の安全対策

コーン・バー、ライトなどの配置など

⑬ トラック見取図

トラックの大きさや装飾についての図

⑭ 移動時の隊形図

地域山車の移動時の隊形図

⑮ しゃぎり演奏時の配置図

地域で演奏する際の山車又はトラック、演奏者の配置図

⑯ 制限外積載等許可申請書

トラック等に装飾をする際に申請

3 山車曳き廻し時の注意点・お願いについて

- (1)山車は軽車両であるため左側通行をすること。
- (2)原則道路上でのUターン禁止。空き地などを利用すること。
- (3)交通規制が解除される21時00分には、交通規制道路から出ること。
- (4)8月15日正午の終戦の日サイレンの鳴っている間は、しゃぎりを行わない等の対応を取ること。
- (5)交通規制のウマを、山車通過のためはずした場合は、必ず元に戻すこと。
- (6)一方通行の道路を、逆走するコースとしないこと。

※ 三嶋大祭り関連の書類の提出について

① 準備・片付け分 提出期限：実施日の1か月前

道路使用申請書と添付資料の2セットを、警察に自治会・町内会が直接提出する。

② 三嶋大祭り（8/15～8/17）分 提出期限：6/30（火）

道路使用申請書と添付資料の3セット、県証紙（2,400円）を三島市自治会連合会事務局（地域協働・安全課）へ提出する。①で警察に提出した申請書、添付資料1セットも併せて提出。

◆道路使用許可書

三島市自治会連合会事務局から許可が下りた連絡をするので、以下のものを持参し、三島市自治会連合会事務局まで道路使用許可書を取りに来てください。

持参書類：警察から指摘を受けて再提出した書類 1部

※ 三嶋大祭り以外の祭典関連の書類の提出について

道路使用申請書と添付資料の2セットを、実施の1か月前までに、警察に自治会・町内会が直接提出する。